

平成27年 9月17日（木曜日）

○出席議員（13名）

議 長	生	田	勇	人	君	7 番	恩	道	正	博	君
1 番	米	田	一	香	君	8 番	北	川	悦	子	君
2 番	磯	貝	幸	博	君	9 番	夷	藤		満	君
3 番	七	田	満	男	君	10 番	清	水	文	雄	君
4 番	太	田	臣	宣	君	11 番	中	川		達	君
5 番	川	口	正	己	君	12 番	南		守	雄	君
6 番	藤	井	良	信	君						

○説明のため出席した者

町	長	川	口	克	則	君	総務部税務担当課長 兼総合収納室長	岩	上	涼	一	君
副 町	長	上	出	孝	之	君	町民福祉部長 住民課長	重	原		正	君
教 育	長	久	下	恭	功	君	町民福祉部長 子育て支援課長	上	島	恵	美	君
総 務 部 長		向		貴	代	治 君	町民福祉部長 保険年金課長	下	村	利	郎	君
町民福祉部長		大	徳		茂	君	町民福祉部保険年金課長 保健センター担当課長	出	嶋		剛	君
町民福祉部担当部長 (保険年金・福祉担当)		島	田	睦	郎	君	町民福祉部長 福祉課長	岩	本	昌	明	君
都市整備部長		長	丸	一	平	君	町民福祉部長 環境安全課長	本		郁	夫	君
都市整備部担当部長 (企画・地域振興担当)		田	中		徹	君	都市整備部長 企画課長	松	井	賢	志	君
都市整備部担当部長 兼上下水道課長		長	田		学	君	都市整備部長 地域振興課長	松	岡	裕	司	君
教育委員会教育部長		北	川	真	由	美 君	都市整備部長 都市建設課長	銭	丸	弘	樹	君
消 防	長	生	田	秀	治	君	都市整備部都市建設課北部開発 担当課長兼北部開発推進室長	上	前	浩	和	君
総務部総務課長		棚	田		進	君	都市整備部上下水道課長 下水道担当課長	井	上	慎	一	君
総務部総務課 人事秘書担当課長		瀬	戸	博	行	君	会計管理者 兼会計課長	浜	出	二	朗	君
総務部財政課長		長	谷	川		徹 君	教育委員会 学校教育課長	田	中	義	勝	君
総務部税務課長		若	林	優	治	君	教育委員会学校教育課 指導管理担当課長	岡	田		秀	君

○議長【生田勇人君】 これより各常任委員会及び決算特別委員会における議案審査の経過並びに結果の報告を求めます。

太田臣宣総務産業建設常任委員長。

〔総務産業建設常任委員長 太田臣宣君 登壇〕

○総務産業建設常任委員長【太田臣宣君】 平成27年第2回定例会9月会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

付託されました議案につきましては、副町長及び関係部課長等からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第49号平成27年度内灘町一般会計補正予算（第3号）第1条歳入歳出予算の補正中、歳入全部、歳出1款議会費1項議会費、2款総務費1項総務管理費、5款労働費1項労働諸費、6款農林水産業費1項農業費、8款土木費3項都市計画費、13款諸支出金2項基金費の各款項及び第2条地方債の補正については、採決の結果、賛成多数で原案を可とすることに決しました。

議案第53号内灘町個人情報保護条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第54号内灘町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第59号非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第60号請負契約の締結について〔内灘町総合公園屋内多目的広場建設工事（建築）〕及び議案第61号請負契約の締結について〔内灘町総合公園屋内多目的広場建設工事（電気設備）〕の2議案については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

次に、新規に提出されました請願の審査の

結果をご報告いたします。

請願第4号「平和安全法制」2法案に反対する意見書の提出を求める請願については、採決の結果、賛成少数で不採択とすることに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

平成27年9月17日

総務産業建設常任委員会委員長 太田臣宣

○議長【生田勇人君】 川口正己文教福祉常任委員長。

〔文教福祉常任委員長 川口正己君 登壇〕

○文教福祉常任委員長【川口正己君】 平成27年第2回定例会9月会議において、文教福祉常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

付託されました議案につきましては、教育長及び関係部課長からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第49号平成27年度内灘町一般会計補正予算（第3号）第1条歳入歳出予算の補正中、歳出2款総務費3項戸籍住民基本台帳費、3款民生費1項社会福祉費、2項児童福祉費、3項国民年金事務取扱費、4款衛生費1項保健衛生費、10款教育費1項教育総務費、4項社会教育費の各款項については、採決の結果、賛成多数で原案を可とすることに決しました。

議案第50号平成27年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第52号内灘町子ども・子育て会議設置条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第55号内灘町手数料徴収条例の一部を改正する条例については、採決の結果、賛成多数で原案を可とすることに決しました。

議案第56号乳児及び児童の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しまし

た。

議案第57号内灘町ひとり親家庭等医療費給付に関する条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第58号平成27年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

平成27年9月17日

文教福祉常任委員会委員長 川口正己

○議長【生田勇人君】 中川達決算特別委員長。

〔決算特別委員長 中川達君 登壇〕

○決算特別委員長【中川達君】 平成27年第2回内灘町議会定例会9月会議において、当決算特別委員会に付託されました議案第51号平成26年度内灘町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について及び各会計決算認定について、議案の審査の結果と経過についてご報告を申し上げます。

今回の決算審査に当たり、委員各位には長時間にわたり慎重審議をしていただきましたことに対し、心から敬意をあらわし、感謝を申し上げます。

委員からは活発な質疑質問が行われ、それらに対し説明並びに関係資料の提出を求め、了としたところであります。

この結果、議案第51号平成26年度内灘町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、原案を可とし、認定第1号平成26年度内灘町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号平成26年度内灘町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号平成26年度内灘町新エネルギー事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号平成26年度内灘町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号平成26年度

内灘町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号平成26年度内灘町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第7号平成26年度内灘町水道事業会計決算認定については、いずれも原案のとおり認定することに決定いたしました。

なお、委員会審査の過程において出された意見の中から、本委員会として、次の主な諸点について指摘をしておきたいと思っております。

その1点目として、町内の農林水産業を積極的に応援してほしいということです。これは、北陸新幹線金沢開業に相まって北陸地方の食が大変注目されている中、これを契機に砂丘地のラッキョウや河北潟干拓地の農産物等、そして漁業の面において、イベントも絡めて何か付加価値をつけていくよう工夫をしていただきたいというものでございます。

次に、2点目として、内灘海水浴場の浜茶屋に対し、健全運営を指導してほしいというものです。内灘海水浴場は、毎年夏のシーズンには県内外からたくさんの方々を訪れ大変にぎわっております。そこで、営業している浜茶屋に対しては、石川県や関係機関と連携し、シーズン外の建物の撤去も含め、営業時間の厳守や風紀の徹底など、健全な運営を指導していただきたいと思っております。

次に、第3点目として、町内各所にあります公園の管理を地域住民の手で管理していくアダプト制度に切りかえていくようにしてほしいということです。このアダプト制度の趣旨を町民の皆様に理解してもらうことにより、より愛着を持っていただけるものと考えているのでございます。

次に、4点目として、文化会館や給食センター等の町内の公共施設には、築後かなりの年数を経たものがあり老朽化が進んできていることから、中長期の整備改修計画の策定を進めるべきというものでございます。

次に、5点目として、年間を通じて開催されるイベント、行事には内灘町の独自性を取

り入れるなど、趣向を凝らして取り組んでいただきたいというものであります。

次に、6点目として、災害対策についてであります。先日も台風の影響から、河川の氾濫による浸水被害が各地で起こっております。内灘町においてもゲリラ豪雨等により浸水被害が発生しており、今後少しでも被害が軽減されるよう、その対応策の一つとして、雨水浸透施設を設置する際の既存の補助事業をもっと町民に利用していただくよう、積極的に呼びかけてほしいというものであります。

次に、7点目として、人間ドック助成事業やヘルスアップ事業、特定健診への受診をもっと効果的に町民の皆様へお知らせして健康福祉の向上を目指していただきたいと思います。

次に、8点目として、上水道における自己水の確保を検討してほしいというものであります。

最後の9点目として、コミュニティバスの増車と運行ルートの見直しを行い、公共交通の利便性を高める検討を進めていくべきということであります。

以上9点の指摘事項のほか、7項目の指摘事項もあわせまして、今後の予算編成及び執行に十分反映されるよう強く要望し、審査の報告といたします。

平成27年9月17日

決算特別委員会委員長 中川達

○議長【生田勇人君】 これをもって各委員長の報告を終わります。



○質疑の省略

○議長【生田勇人君】 なお、昨日までに委員長報告に対する質疑の通告がありませんでしたので、質疑なしとして質疑を省略いたします。



○討 論

○議長【生田勇人君】 次に、討論に入りま

す。

討論ありませんか。

10番、清水議員。

〔10番 清水文雄君 登壇〕

○10番【清水文雄君】 10番、清水です。

議案第49号平成27年度内灘町一般会計補正予算（第3号）、2款1項7目情報管理費及び3項1目戸籍住民基本台帳費に反対の立場で討論をいたします。あわせて、請願第4号「平和安全法制」2法案に反対する意見書の提出を求める請願については賛成の立場での討論をさせていただきます。

まずは一般会計、2款1項7目情報管理費及び3項1目戸籍住民基本台帳費に反対の立場。

これは、今回のナンバー法に基づくマイナンバー制度の最大の特徴というのは、これらの番号を統一をして共通番号とする点にあります。これによって行政の効率化が部分的には進むかもしれませんが、それ以上に情報の悪用価値が上がり、流出のリスクが飛躍的に高まるのであります。管理社会への懸念も強まっております。

共通番号は世界各国の常識であるかのようにも言われていることを時々耳にしますけれども、全国民強制、生涯不変、官民共通利用は、韓国やシンガポールなど、世界でもごく一部の国にしかありません。韓国では、情報の大量流出、成り済まし被害が年々深刻化しているのが現状であります。我が国でも年金情報流出事件があったばかりであります。国や自治体が税や社会保障に関する個人情報を管理することには、各方面から批判の声も広がっているところであります。また、プライバシー権を守る上からも、その実施には賛成できません。

加えて、マイナンバー制度は、これは一般質問でも申し上げたんですが、法定受託事務でありますから、導入費用は全額国庫負担が原則であります。しかし、我が町にこれまで

に1,941万6,000円にも上る大きく重い負担がのしかかっているのが現状であります。よって、そういう予算面からも反対するものであります。

請願第4号「平和安全法制」2法案に反対する意見書の提出を求める請願に賛成の立場から討論をいたします。

これについてはご存じのとおり、今も国会で議論がされております。きょうも参議院の特別委員会で議論がされているところでございますけれども、国民の8割がこの国会では決めるべきではない、そして6割以上がこの法律、戦争に導く憲法9条を否定する法律である、そんな意見から反対だという国民の声があるわけでありまして。憲法学者99%が、これは明らかに憲法違反だ、そんなことも言われております。それに対するきちっとした国会の中での議論、答弁もされていないのが現実であります。

そういう意味では、この法案、廃案にして、さらに国民的議論を重ねていくのが本道だというふうに思うわけでございます。

以上の立場から、請願第4号「平和安全法制」2法案に反対する意見書の提出を求める請願に賛成の立場で討論をさせていただきます。

皆様の適切なる判断をお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長【生田勇人君】 他に討論ありませんか。

2番、磯貝幸博議員。

〔2番 磯貝幸博君 登壇〕

○2番【磯貝幸博君】 議席番号2番、磯貝幸博です。

私は、請願第4号「平和安全法制」2法案に反対する意見書の提出を求める請願について、委員会では賛成少数で不採択となりました。私は不採択に賛成の立場で討論させていただきます。

近年、海上保安庁との船と中国漁船との接触事故があり、何もできない当局対応に対して、どうして何もできないのかと立ちや無力感を覚えたことは強く記憶にとどまるところでございます。

近隣諸国関係を見ますと、その動向には危機感をあおるものが多数見られます。連日のように領海、領空を侵犯する公船や航空機に、過去にない回数スクランブル発進等を強いられております。突然のミサイル試射予告など、およそ30年前にはなかった脅威も続いております。日本固有の領土である尖閣諸島近海へは連日のように他国公船が近づき、その安全を脅かしているところでございます。

また、東シナ海では、共同開発を約束した中、一方的なガス田開発を行い、南沙諸島での埋め立てを強行して、また衛星写真から見た基地化の動きも大変危惧されるところでございます。

そして、現場に近い石垣市長中山氏は、尖閣諸島での中国公船の活動や市の上空を北朝鮮の弾道ミサイルが通過したことに危機感を表明され、専守防衛に基づく抑止力強化は重要だ、国境離島の住民安全確保のためしっかり対応してほしいということで成立を求めているところでございます。また、その他、対馬とか離島のほう、こちらの皆さんも非常に危機感を持っているところでございます。

そうした中、国会では、すき間のない防衛による日本国の平和を目指し、過去に類を見ない長時間の審議を続け議論されております。日本を守る、まさに安全・安心のための法案と私は認識しております。

この当町、内灘町も、安全・安心を目指す町として、この法案に沿ったものというふうにご認識もしておりますので、どうぞ皆様のご理解を賜り、ご賛同いただけますようお願い申し上げます。

○議長【生田勇人君】 他に討論ありません

か。

8番、北川悦子議員。

〔8番 北川悦子君 登壇〕

○8番【北川悦子君】 議席番号8番、北川悦子です。

議案第49号平成27年度内灘町一般会計補正予算、2款総務費第1項7目情報管理費、それから第3項1目戸籍住民基本台帳費、議案第53号内灘町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、議案第55号内灘町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論します。先ほども清水議員からも討論がありましたように、いずれもマイナンバー制度の運用中止を求めて反対をいたします。

マイナンバー制度の導入は、社会保障と保険料、税の利用、納付状況など、全国民の個人情報を一元的に把握、監視し徴収強化できるが、国民にも企業にとっても膨大な個人情報を国が一手に握ることへの懸念、情報漏れ、不正使用などの不安が広がっています。初期投資だけでも国のほうでは3,000億円も投じ、国民へのメリットははっきりしていません。

2013年成立の現行法は、対象を税、社会保障、災害対象に限られていたのに、改正案ではメタボ健診とか、また銀行口座などにも使える方針を盛り込んでいます。個人情報、プライバシーの保護について実効性ある対策もないことが国会審議の中で明らかになってきています。

また、情報漏えいや犯罪が際限なく広がる危険性もあります。同じ制度を既に導入した米国、韓国では、情報漏えいや成り済まし犯罪が多発し、制度の根本的見直しが迫られています。こうした点からも、各議案に反対をいたします。

また、請願第4号「平和安全法制」2法案に反対する意見書の提出を求める請願に賛成の立場で討論をいたします。

参議院採決成立を強行に本日、あすにでも

と狙っています。安倍政権が決まって持ち出す法案は、「日米同盟の抑止力を高め、戦争を未然に防ぐものだ。戦争法案ではなく、国民の命と平和な暮らしを守る平和安全法制だ」とよく言われています。

しかし、参議院でも審議が進めば進むほど危険な中身が明らかになり、反対の声は広がるばかりではありませんか。法案が可能にする集団的自衛権の行使とは、日本が直接武力攻撃を受けていないのに、存立危機事態を口実にして、第三国による他国への武力攻撃を排除するために日本が武力を行使するというものです。

安倍政権は、限定した集団的自衛権の行使だから違憲ではないと言いますが、要件を解釈で厳格に限定したとしても、その効果は、日本が武力攻撃されていない段階で日本から先に相手国に武力攻撃をすることを認めるものであって、敵国兵士の殺傷を伴い日本が攻撃の標的となり、国民の命と平和な暮らしを守るどころか、この法案は戦争法案にほかなりません。

また、法案が抑止力を高めるという点では、集団的自衛権の行使として武力行使をしている第三国に武力攻撃の矛先を向けると、その第三国は、反撃の正当な理由の有無にかかわらず、事実上、我が国に対し攻撃の矛先を向けてくることは必至で、集団的自衛権の抑止力以上に紛争に巻き込まれる危険を覚悟しなければなりません。

参議院でも審議が進めば進むほど危険な中身が明らかになってきています。例えば米軍の武器支援では、核兵器も含めて大量破壊兵器や非人道兵器を運ぶことが可能であることも明らかになりました。また、法案提出の前から自衛隊が米軍に法案の成立を約束し、それを前提に日米共同作戦やPKOでの武力行使の準備を始めていること等、日本の防衛と全く無縁なアメリカの指揮下のもとに海外で無法な戦争に参加することになるでしょう。

紛争を戦争にするのではなく、話し合いと外交によって解決すること、憲法9条を生かした外交こそ求められているのではないのでしょうか。どの世論調査でも、国民多数が憲法違反、今国会での成立に反対と言っています。連日、国会包囲し、また全国各地で、強行すれば大変なことになると訴えられてもいます。

現実を直視して、議員の皆さんの賛同をお願いしたいと思います。

○議長【生田勇人君】 他に討論ありませんか。

7番、恩道正博議員。

〔7番 恩道正博君 登壇〕

○7番【恩道正博君】 議席7番、恩道正博です。

請願第4号「平和安全法制」2法案に反対する意見書の提出を求める請願について、反対の立場から討論をいたします。

まず、この問題になっております集団的自衛権、これは日本が国連から認められております固有の権利であるということで、国連は全ての国連加盟国に対して個別的自衛権と集団的自衛権という2つの自衛権を認めております。

個別的自衛権とは、ご存じのとおり、自国が不法な攻撃を受けた際に自衛し反撃する当然の権利でありますけれども、集団的自衛権とは、同盟国や親密な関係にある他国がどこかの国から不法な攻撃を受けた場合に、その被害国の要請によりその国を支援し、一緒に反撃する権利をいいます。つまり、国連は、反撃する権利を当事国だけではなく同盟国にも与えていることです。

そもそも同盟とは、そのような有事の際に協力するために結ばれるものでありますから、もし仮に国連が集団的自衛権を認めずに、全加盟国が自国の軍事力だけで自国を守らなければならないとしたら、全ての国が軍事的に孤立をしてしまい、必然的に軍事力の大きな強さがそのまま国際社会での発言力の強さと

いうことになってきます。つまり、集団的自衛権は世界各国の団結を可能にし、各国の軍事力を結びつけることで各国の孤立を防ぐという大きな役割を果たしております。

また、国連加盟国の中では、私の調べでは、どこの国でも行使はできるという立場をとっておりますけれども、行使できないという立場は日本だけであります。これまで集団的自衛権を容認しなかった日本は、どこの国を助けることもできなかった反面、どこの国からも助けてもらえない状況でありました。本来ならば国際社会で孤立しているはずが、実際には、戦後、日本は軍事的に孤立をしていませんでした。

その原因は、アメリカと安全保障条約を締結し、アメリカが有事の際には日本を助けるという約束をしていてくれたからであります。また、日本全国各地には米軍基地が存在していたことも大きな要因でありました。イラク戦争時に自衛隊をサマーワへ派遣させられたように、集団的自衛権を行使できずとも自衛隊を戦地に派遣させられることになるわけです。

そのようなことから、集団的自衛権の行使容認は安全保障の面でもアメリカ依存の体質から解消にもつながり、将来的には自前の軍備を中心にアジアの近隣諸国との同盟関係を機能させることによって、自国の領土を守れるようにするための第一歩として位置づけられたものと私は思います。

以上のことから、請願第4号に反対の立場です。

議員各位には賛同をぜひお願いをいたしまして、私の反対討論を終わります。

○議長【生田勇人君】 他に討論ありませんか。——討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



○表 決

○議長【生田勇人君】 これより議案の採決

に入ります。

まず、議案第49号平成27年度内灘町一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【生田勇人君】 起立多数であります。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

○議長【生田勇人君】 次に、議案第50号平成27年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第51号平成26年度内灘町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について並びに議案第52号内灘町子ども・子育て会議設置条例についての3議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【生田勇人君】 起立全員であります。よって、議案第50号、議案第51号並びに議案第52号の3議案は原案のとおり可決されました。

○議長【生田勇人君】 次に、議案第53号内灘町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【生田勇人君】 起立多数であります。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

○議長【生田勇人君】 次に、議案第54号内灘町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【生田勇人君】 起立全員であります。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

○議長【生田勇人君】 次に、議案第55号内灘町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【生田勇人君】 起立多数であります。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

○議長【生田勇人君】 次に、議案第56号乳児及び児童の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、議案第57号内灘町ひとり親家庭等医療費給付に関する条例の一部を改正する条例について並びに議案第58号平成27年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の3議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【生田勇人君】 起立全員であります。よって、議案第56号、議案第57号並びに議案第58号の3議案は原案のとおり可決されました。

○議長【生田勇人君】 次に、議案第59号非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第60号請負契約の締結について〔内灘町総合公園屋内多目的広場建設工事（建築）〕並びに議案第61号請負契約の締結について〔内灘町総合公園屋内多目的広場建設工事（電気設備）〕の3議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【生田勇人君】 起立全員であります。よって、議案第59号、議案第60号並びに議案第61号の3議案は原案のとおり可決されました。

○議長【生田勇人君】 次に、認定第1号平成26年度内灘町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は、これを認定するものであります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおりこれを認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【生田勇人君】 起立全員であります。よって、認定第1号はこれを認定することに決定をいたしました。

○議長【生田勇人君】 次に、認定第2号平成26年度内灘町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について及び認定第3号平成26

年度内灘町新エネルギー事業特別会計歳入歳出決算認定についての2決算を一括して採決いたします。

本決算2件に対する委員長の報告は、いずれもこれを認定するものであります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおりこれを認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【生田勇人君】 起立全員であります。よって、認定第2号及び認定第3号の2決算はこれを認定することに決定をいたしました。

○議長【生田勇人君】 次に、認定第4号平成26年度内灘町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号平成26年度内灘町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について並びに認定第6号平成26年度内灘町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての3決算を一括して採決いたします。

本決算3件に対する委員長の報告は、いずれもこれを認定するものであります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおりこれを認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【生田勇人君】 起立全員であります。よって、認定第4号、認定第5号並びに認定第6号の3決算は、これを認定することに決定をいたしました。

○議長【生田勇人君】 次に、認定第7号平成26年度内灘町水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は、これを認定するものであります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおりこれを認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【生田勇人君】 起立全員であります。よって、認定第7号はこれを認定することに決定いたしました。

○議長【生田勇人君】 次に、新規に提出されました請願を採決いたします。

請願第4号「平和安全法制」2法案に反対する意見書の提出を求める請願を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は、不採択であります。

したがって、原案について採決いたします。

お諮りいたします。請願第4号「平和安全法制」2法案に反対する意見書の提出を求める請願に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【生田勇人君】 起立少数であります。よって、請願第4号は不採択とすることに決定いたしました。

○議案一括上程

○議長【生田勇人君】 日程第3、議会議案第7号内灘町議会会議規則の一部を改正する規則の提出について及び議会議案第8号内灘町議会傍聴規則の一部を改正する規則の提出についての2議案を一括して議題といたします。

○提案理由、質疑、討論の省略

○議長【生田勇人君】 お諮りいたします。ただいま議題となっております2議案につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、提案理由の説明及び質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【生田勇人君】 ご異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっております2議案は、提案理由の説明及び質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしま

した。

○表 決

○議長【生田勇人君】 これより議案の採決に入ります。

議会議案第7号内灘町議会会議規則の一部を改正する規則の提出について及び議会議案第8号内灘町議会傍聴規則の一部を改正する規則の提出についての2議案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。各議案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【生田勇人君】 起立全員であります。よって、議会議案第7号及び議会議案第8号は原案のとおり可決されました。

○議案一括上程

○議長【生田勇人君】 日程第4、議会議案第9号内灘町議会政務活動費の交付に関する条例を廃止する条例の提出について、議会議案第10号内灘町議会政務活動費の交付に関する規程を廃止する規程の提出についての2議案を一括して議題といたします。

○提案理由の説明

○議長【生田勇人君】 これより提出者から提案理由の説明を求めます。9番、夷藤満議員。

〔9番 夷藤満君 登壇〕

○9番【夷藤満君】 議会議案第9号及び第10号内灘町議会政務活動費の交付に関する条例を廃止する条例等の提案理由の説明を述べさせていただきます。

近年、少子・高齢化、高度情報化等の進展とともに、国民の価値観の多様化、選挙権年齢の引き下げなど、時代は大きく変革のときにあります。こうした状況の中、本町におきましては、地域福祉の向上、教育、文化の充

実、都市基盤や生活環境の整備、産業の振興など幅広い分野における施策に積極果敢に取り組み、着実に発展を遂げております。

これからの時代における地方自治体は、地方分権が今や実行の段階を迎え、自己決定権や自己責任がより一層拡大していくものと思われれます。

これらに対応していくため、地方版総合戦略の策定と実行、あるいは行財政改革などをさらに推し進めるとともに、将来を見据えた特色あるまちづくりと地方の自立のための施策をさらに加速させていかなければならないと考えております。また、地方議会におきましては、議員みずからが厳しい姿勢を堅持し、より一層自己研さんに精励していくことが求められております。

内灘町議会では、本年4月の統一地方選挙におきまして、議員定数をこれまでの16名から13名へと3名削減し、現在、少数精鋭で精力的に議員活動を行っているところでございます。

平成13年10月から交付されております政務調査費、現在の政務活動費でございますが、石川県内にある8つの町議会のうち、この制度の適用を受けているのは当町以外では1つの議会だけでございます。その議会におきましても、今年度末で政務活動費の交付を廃止する方向であることを認識しております。これらの諸事情を考慮し、さらには近年政務活動費の使途をめぐる問題が国内で相次いで起きている等の社会情勢を鑑み、当議会の透明性をより一層高め、町民からの信頼をさらに厚くしていくことが必要であると確信した次第でございます。

よって、このたび、政務活動費を廃止することが妥当であると判断し、内灘町議会政務活動費の交付に関する条例等を廃止する議案を提出させていただきましたので、どうか議員各位には、これらの趣旨を十二分にご理解をいただき、ご賛同を賜りますようお願いを

申し上げます、提案理由の説明といたします。

どうかよろしく願いいたします。

○議長【生田勇人君】 提案理由の説明が終わりました。



○質 疑

○議長【生田勇人君】 次に、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

10番、清水議員。

〔10番 清水文雄君 登壇〕

○10番【清水文雄君】 10番、清水文雄でございます。

議会議案第9号内灘町議会政務活動費の交付に関する条例を廃止する条例の提出について、議会議案第10号内灘町議会政務活動費の交付に関する規程を廃止する規程の提出について、今ほど夷藤議員のほうから提案理由の説明ございましたけれども、2点にわたって質問をさせていただきます。

この議案については、私は、この問題を議論する議会全員協議会の場で、議員報酬と政務活動費は別個に考える必要があると再三再四申し上げてきました。したがって、政務活動費は厳格に運用し、透明性の確保に努めるのが当然であります。同時に、議員の政策形成に、夷藤議員も言われましたけれども、地方分権時代、政策形成に必要と考えているところでございます。

この間の議論では、議員報酬に政務活動費を含める等の考えが示されております。もちろん議員の報酬の額並びに町長及び副町長の給料の額等については、内灘町特別職報酬等審議会条例の規定に基づいて、内灘町特別職報酬等審議会を設置をして決定をしていくのは論をまちません。

そうしたことから、まず1点は、議員報酬と政務活動費についてどのように考えているのかお尋ねをいたします。

2点目に、町民の中には、「政務活動費は

必要な費用なら出せばいい。報酬に含めると活動しない人にも支払うことになる」、こんな声もあるわけでございます。議員報酬に政務活動費を含めるなどというのは、議会議員の資質の向上に反することにならないのか。

この2点について質問をいたします。

○議長【生田勇人君】 9番、夷藤満議員。

〔9番 夷藤満君 登壇〕

○9番【夷藤満君】 今ほどの清水議員の質疑でございますけれども、2点ございました。

議員報酬と政務活動費のあり方についてということで、まず1点目、お答えしたいと思います。今は議員報酬の話を進めているわけではありません。あくまでも、議員に今支出されておられます政務活動費について廃止の案を提出したということございまして、議員報酬の考えは今議論している最中ではありません。

そして2番目の、町民の中には出してもよいというような声があるということもおっしゃいましたけれども、議員の皆様が町民の皆様のもとへ飛び込んで、今まさにそういった活動をするとすることが議員の活動だと私は考えております。それがお金が、この政務活動費がなければそれができないかと思ったら、それは私は議員としておかしいのではないかなど。今まさにその行動ということ自身が政務活動の一環として、町民の中に開かれた議会として、皆さんが出て行っているいろいろな声を吸い上げてきてこの場に提出するというのが、私は議員としての資格だと思っております。

この政務活動費につきましては、やはり支出の項目が、まだ内灘町では定額という形の中で透明性がはっきりしないということ、そして日常生活でも皆様が使われる、そういった用途でしか今許可されていないということが非常に不透明だという観点から、この条例で廃止を訴えているものでございますので、どうかご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長【生田勇人君】 他に質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



○討 論

○議長【生田勇人君】 次に、討論に入ります。

討論ございませんか。

8番、北川悦子議員。

〔8番 北川悦子君 登壇〕

○8番【北川悦子君】 議席番号8番、北川です。

議会議案第9号内灘町議会政務活動費の交付に関する条例を廃止する条例の提出について、議会議案第10号内灘町議会政務活動費の交付に関する規程を廃止する規程の提出について、反対の立場で討論します。

内灘町議会政務活動費の交付に関する条例第2条は「政務活動費は、会派が実施する調査研究、研修、広報・広聴、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等町政の課題及び町民の意思を把握し、町政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に対して交付する」というふうになっています。政務活動費がなくても議員として活動することは当たり前という意見もあります。

しかし、廃止することは、議員活動に保証されている政務活動を狭め、議会改革の後退になると思います。活動費の額、政務活動に要する経費については不透明だという意見、またアンケート等の意見等を反映させて今後考えていけばよいというふうに思います。

先ほども質問に対するお話がありましたが、議員報酬アップと抱き合わせの政務活動費廃止がうかがえます。あくまでも政務活動費廃止だと、議員報酬については考えていないというお話でもありましたが、それであればなおさら、若い人たちの応援をするためにも、

この政務活動費というものは大事なものだというふうに思います。

数々の内灘町は議会改革をしてきました。後退することなく、町民の立場に立った改革を願い、反対の討論をさせていただきました。

○議長【生田勇人君】 4番、太田臣宣議員。

〔4番 太田臣宣君 登壇〕

○4番【太田臣宣君】 議席番号4番、太田臣宣でございます。

議会議案9号の内灘町議会政務活動費の交付に関する条例を廃止する条例の提出についてと議会議案第10号内灘町議会政務活動費の交付に関する規程を廃止する規程の提出について、私はこの両議会議案について賛成の立場で討論をさせていただきます。

私は、ここに賛成議員として名前も連ねさせていただきます。

昨今の社会情勢、どうでしょうか。マスコミ等々でいろいろ報じられておることは、議員の皆様ご承知のことと思います。

政務活動費については、本当に町民の皆様からのお話を聞いていても、「何に使っとるんや」と聞かれてははっきり答えやすいでしょうか。新聞代、通信費、通信費等には携帯電話、インターネット等々いろいろ含まれるわけでありまして。一般の家庭でも、皆さん自分のお金で支払いながら自分の生活の向上のために使っとるわけでありまして。議員も同じやと思います。議員活動をするために、政務活動費がなくても、議員の報酬の中から自分の活動をしっかりしてこそ議員の務めではないかと思っております。

また、本当に不透明という話も夷藤議員のほうから先ほどありました。本当にはっきりと答えられるような活動費になってこそ本当の活動費であります。内灘町の政務活動費は2万円です。町民に2万円って言うとそう多くは聞こえないかもしれません。でも、その中身を説明することによって、本当に伝わっているのではありませんか。昨今の社会

情勢等々を勘案してみましても、議員個人の資質向上に見ましても、政務活動費を廃止することによって何ら支障はないものと私は考えております。

また、石川県の市町村を見回しましても、町議会においては内灘町ともう一つの町だけでございます。もう一つの町も10月には廃止の方向ということで報道等々にも出ていたことは皆さんご存じのとおりかと思っております。この内灘町において、内灘町だけが石川県の中で政務活動費を認めるという状況が本当によいのでありましょうか。

議員の皆さんに本当にしっかりとした判断をしていただき、この議会議案に賛同していただけるようお願い申し上げまして、私の賛成の討論とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長【生田勇人君】 10番、清水文雄議員。

〔10番 清水文雄君 登壇〕

○10番【清水文雄君】 10番、清水文雄でございます。

議会議案第9号内灘町議会政務活動費の交付に関する条例を廃止する条例の提出について、議会議案第10号内灘町議会政務活動費の交付に関する規程を廃止する規程の提出について、反対の立場から討論をいたします。

提案理由にもございました。議会議員は、地域における民主主義の発展と町民福祉の向上のために果たすべき役割が大きくなっております。そのために政務活動費を活用して調査研究がますます重要になってきているというのが今日の状況です。

町議会で、全国的には約2割の町議会が政務活動費制定をしている。石川県では内灘町も含めて2町という状況ですけれども、この政務活動費、先輩議員らが、やっぱり今の新しい時代に向けて、地方分権時代に向けて議員の資質向上も果たさなければならん、きちっとしたチェック機関としてほかのところも調査研究をしなきゃならん、そんなことを考

え、中川議員が提案者となって築いてきたものでございます。そういう意味では、県内に1つしかないとか、そんなレベルの話ではございません。むしろ、内灘町町議会の財産としてこの制度を守っていくことが重要であると思います。

もちろんそうしていくためには、これまでも増して使途の適正性や透明性を高め、議員の自己研さん、そして資質の向上及び幅広い視野からの充実強化を積極的に図っていくことが重要であります。政務活動費の収支のチェックについては、今、さまざまところで議論がされておりまして、第三者の専門的な監査を導入してより一層適正な支出と透明性の確保を図っていくことも一つの方法として出てきております。

先ほども言いましたけれども、町民の中には、「必要なものは必要なもの。政務活動費が必要ならば、議員さんも大変だろうから、必要なものなら必要で出せばいい。報酬に入れてしまえば、活動しない人にも支払うことになってしまう」、そんな声も率直にあるわけでございます。こうしたことから、政務活動費の廃止は時期尚早、今後町民の意見を聞くことも含め、慎重に進めなければならないと私は思います。

そんな立場から、この議会議案第9号、第10号、反対の立場を訴えて、皆様のご理解いただきたいと思います。よろしく願いをいたします。

○議長【生田勇人君】 他に討論ありませんか。——討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



○表 決

○議長【生田勇人君】 これより議案の採決に入ります。

議会議案第9号内灘町議会政務活動費の交付に関する条例を廃止する条例の提出について及び議会議案第10号内灘町議会政務活動費

の交付に関する規程を廃止する規程の提出についての2議案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。各議案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【生田勇人君】 起立多数であります。よって、議会議案第9号及び議会議案第10号は、いずれも可決されました。



○議長及び議会広報対策特別委員会委員の県外行政視察研修等への派遣

○議長【生田勇人君】 次に、私、議長及び議会広報対策特別委員会委員の県外行政視察研修等への派遣についてお諮りいたします。

来る9月30日から10月2日までの間、私、議長を河北郡市議長会視察研修のため東北方面へ、次に、10月5日から7日までの間、議会広報対策特別委員会委員と私、議長を議会広報先進地視察のため鳥取県へ、次に、10月14日から16日までの間、私、議長を北海道猿払村との友好交流提携の調印式出席で北海道へ、次に、10月20日から21日までの間、議会広報対策特別委員会委員の新任議員3名を全国議長会議会広報研修のため東京都へ、最後に、11月10日から11日までの間、私、議長を豪雪地帯及び町村議会議長会全国大会に出席のため、同じく東京都へ派遣したいと思います。

なお、出張等細部取り扱いについては、あらかじめ議長に一任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【生田勇人君】 ご異議なしと認めます。よって、本件は派遣することに決定いたしました。



○閉議・散会

○議長【生田勇人君】 以上で今回の定例会

に付議された議件は全部議了いたしました。

よって、平成27年第2回内灘町議会定例会
9月会議を散会いたします。

連日、長時間にわたり精力的に審査いただき
まして、大変ご苦労さまでした。

午後3時09分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、こ
こに署名する。

議会議長

署名議員

署名議員